

助成事業基本要件

◎各種助成事業で、以下の全てに該当するものが助成対象です。
本年度、助成内容や書式等の変更がありますので確認下さい。

①助成対象期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日

注)翌年3月の導入・支払い・リース契約等は、助成対象外

②助成対象機器及び対象者等

- ・石川県で登録の貨物運送自動車に対象機器を装着するもの
- ・石川県所属の運転者が受診・受講するもの(退職者は対象外)

③会費の滞納がないこと

④支払いは、買取り及びリースのみ(一部買取りのみの場合あり)

※請求書又は見積書(リース)に、メーカー名、型式、価格が記載してあること(車両一括の場合、車両代内訳に記載)

※インターネットを利用した振込の場合、振込が完了した(振込指定日)書類が必要(取得できない場合、引き落としした日の口座の写しを追加)

※受付・予約・承認済等の書類だけでは支払証拠書類になりません(振込日の入出金分かる通帳等の写しを追加できれば可)

注)助成対象外(クレジットカード決済、手形払い〔支払期日が翌年3月以降のもの〕、車両・装置等の割賦(売買)契約・延払契約・転貸リース、売掛相殺等支払証明できないもの)

⑤導入・受診等する前に、必ず事前申込書を提出すること

※事前申込書のみ、FAX(076-239-2287)または Mail(jyoseikin@ishitokyo.or.jp)の申込が可能となりました(申込なし・原則報告書と同時提出の場合は、対象としません)

⑥各助成金の申込み額が、予算額を超過した場合には、受付期間内であっても、締切ります(ホームページ・トラックのひろばをご確認ください)

⑦事前申込提出期日

令和3年4月1日～令和3年12月25日

4月分は、実行後であっても提出が必要です

⑧各種助成制度 実績報告書類提出期限

令和4年2月28日迄(消印有効)

※事前申込済でも報告書の提出がなければ、助成はしません

※導入・支払・リース契約後、30 日以内に提出すること(協会からは、未提出について、一切連絡いたしません)